

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年6月22日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分には処分庁の裁量権の逸脱・濫用が認められるから、違法であると主張し、その取消しを求めている。

1 請求人の自立更生を考慮していないこと

処分庁は、請求人の資産及び収入状況、年齢、今後想定される生活等を考慮した上で自立更生のための免除額を検討しなければならないところ、このような考慮をせず漫然と支給済み保護費全額に相当する金銭の返還を求めている。

よって、本件処分には、その判断の過程において考慮すべき事情を考慮しておらず、結果としてその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められるため、裁量権の逸脱又は濫

用がある。

2 医療扶助全額の返還を請求していること

被保護者は、国民健康保険制度の被保険者としての資格を有していない。このことを前提に、医療扶助として支給した保護費の全額の返還を求めていると考えられるが、医療費の負担の範囲という点で被保護者とそうでない者を別異に取り扱うものであり、その別異取り扱いに合理的理由は存在しないことから、法の下での平等（憲法14条）に反する。

また、法63条に基づく返還請求は、民法上の不当利得返還請求（民法703条）とその法的性質を同一にするというべきところ、自己負担割合を超える医療費相当額については、利得が存在するとはいえないから、処分庁に返還請求権は発生していないというべきである。

3 資力の認定時点に誤りがあること

処分庁は、「法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべき」との別冊問答集の解釈を前提に本件処分における資力が発生した時点を認定していると考えられるが、このような解釈が法律により羈束されているわけではないから、処分庁による裁量は排除されないというべきである。

請求人と家族との関係が良好とはいえない本件のように、法的には相続財産が請求人に帰属していたとしても、これを現実に利用することが困難な事情があった場合には、機械的に被相続人の死亡時と解釈するのではなく、現実に金銭が交付されたなどの個別事情を考慮して認定すべきであり、このような事情を一切考慮せずに資力の発生時を認定した処分庁の判断には裁量の逸脱・濫用がある。

4 令和元年11月11日付で、支給済み保護費のうち181,519円については、既に返還を行っているものであるから、返還対象額より同額を控除されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年5月14日	諮問
令和3年8月25日	審議（第58回第4部会）
令和3年9月28日	審議（第59回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務についての法の定め

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生

活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものとされている（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(エ)（略）」等を挙げている（以下、この控除を「自立更生免除」という。）。

(3) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

民法882条及び896条の規定によれば、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。また、平成30年法律第72号による改正前の民法907条1項及び909条本文によれば、共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができ、その遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべき

であり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6（答）(2)参照）。

(4) 金銭の給付を目的とする権利の時効について

地方自治法236条1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅すると規定し、また、同条2項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものと規定している。

(5) 課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分の検討

(1) 法63条の規定の適用について

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関に対してその定める額を返還しなければならないとされている。

本件では、請求人は、平成21年9月14日に妹である請求外〇〇さん（以下「亡妹」という。）が死亡し、平成29年12月28日に姉である請求外〇〇さん（以下「亡姉」という。）が死亡し、平成30年9月18日に弟である請求外〇〇さん（以下「亡弟」といい、亡妹及び亡姉と併せて「亡親族ら」という。）が死亡し、それぞれの遺産を相続したことが認められる。

そして、民法の規定により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされ、共同相続人の遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるとされていること、また、問答集により、遺産相続の場合の法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきとされていることからすれば、請求人は、亡親族らの各遺産について、それぞれの死亡時に、法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力を有していたと解される。

そうすると、請求人は、保護を開始したときから既に法63条が定める「資力があるにも関わらず、保護を受け」ていたものであり、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に該当するのであるから、処分庁が、法63条の規定を適用したことは、上記1の法令等の定めにも則ったものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額について

ア 処分庁が、請求人の保護を開始した日から平成27年6月末日までに請求人らに支給した保護費については、本件処分の効力が生じる時点から既に5年を超えて遡った時期において支給がなされていたものであるから、地方自治法236条1項の規定により、処分庁の請求人に対する返還請求権は時効により消滅している。

したがって、当該支給済み保護費を除外して返還金額を算定した処分庁の判断は、妥当なものといえることができる。

イ そして、処分庁は、〇〇司法書士に連絡し、必要経費等の詳細を確認して、請求人分の遺産合計額17,716,708円（以下「本件遺産」という。）から必要経費を控除した額17,195,392円を資力と認め、時効により消滅していない平成27年7月から令和元年9月2日（保護廃止日の前日）までの支給済み保護費4,230,524円（別紙「返還金額計算表」の支給済み保護費欄参照）を大幅に上回り、その残額

で、今後、相当期間生活することが可能であることが認められたことから、法63条の規定による返還金額の対象を、当該支給済み保護費の全額としたことが認められる。

ウ さらに、処分庁は、請求人に対して、自立更生免除について説明し、請求人からは自立更生免除を求める旨の申出がなかったことが認められる。

エ 以上によれば、4,230,524円を返還決定額とした本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものであり、また、違算も認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第3・1のとおり、本件処分は、請求人の自立更生を考慮していない違法がある旨主張する。

しかし、既に述べたとおり、処分庁は、請求人に対して、自立更生免除について説明し、請求人からは自立更生免除を求める旨の申出がなかったことが認められる。そして、本件遺産から必要経費を控除しても1,700万円以上であり、4,230,524円の返還を求める本件処分に当たって、さらに請求人に対して自立更生免除を検討する必要があったとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 請求人は、上記第3・2のとおり、医療扶助全額の返還を請求している本件処分は、違法である旨主張する。

しかし、医療券を用いて医療機関で診察を受ける等の現物給付を受けることは、法に基づく保護の一種であり（法11条4号、15条、34条参照）、法63条の規定に基づく費用返還の対象であることは明らかである。そして、この医療扶助を受けることにより、医療の一部負担を行う国民健康保険加入者との間で異なる扱いを受けるからといって、それが不合理的な差別であり、法の下での平等に反するとはいえない。

また、法63条に基づく返還請求が、民法上の不当利得返還請求と法的性質を同一にし、自己負担割合を超える医療費相当額に

については、請求人に利得が存在しないとの主張も独自の見解といわざるを得ない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (3) 請求人は、上記第3・3のとおり、本件処分は資力の認定時点に誤りがあり、違法である旨主張する。

しかし、民法の規定及び問答集により、相続財産の資力の発生日を亡親族らの各死亡日とした処分庁の判断が適正であることは上記2・(1)で述べたとおりであり、個別事情を考慮して認定すべきとの請求人の主張は採用できない。

- (4) なお、請求人は、上記第3・4のとおり、令和元年11月11日に支給済み保護費のうち181,519円を返還済みであるから、同額を控除すべきであるとも主張しているが、当該返還済みの金額は、保護廃止後の過支給分の保護費について、処分庁が別途、地方自治法施行令159条の規定に基づき返納を求めたものであり、本件処分とは関係がない。

- (5) 以上によれば、請求人の主張はいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)